

香川県報



第 89 号

平成 17 年

11月11日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 一
- 保安林の指定の解除予定の取消し (みどり保全課) 三
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定 (二件) () 四
- 道路の供用開始 (三件) (道路保全課) 四
- 道路の位置指定 (建築課) 五

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 六
 - 平成十七年香川県公告第六百十七号(指定管理者の募集)の一部訂正 (にぎわい創出課) 六
 - 昭和四十五年香川県公告第五百十三号(農業振興地域の指定)及び昭和五十八年香川県公告第八十五号(農業振興地域の指定)の一部変更(農政課) 六
- 教育委員会公告
- 指定管理者の募集 (二件)

告 示

●香川県告示第六百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
香川県直島町4049番地の1
三菱マテリアル株式会社直島製錬所
直島製錬所長 清水 隆
- (2) 事業場の所在地及び名称
香川県直島町4049番地の1
三菱マテリアル株式会社直島製錬所
- (3) 特定施設に関する事項
設置しようとする特定施設

種 類	能 力	工 事 着 手 後			
		許 可 後	工 事 着 手 後	完 成 後	使 用 時 間
非鉄金属製造業の用に供する廃カス洗浄施設 ①セレン・チタル工程 3基 ②スライム浸出・金工程・銀処理工程 1基	①200 N m ³ /分 1基、40 N m ³ /分 1基、60 N m ³ /分 1基 ②50 N m ³ /分 1基	許可後	工事着手後	完成後	24時間連続使用
排出される汚水等の汚染状態	項目	①	②		
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常	最大	通常	最大	
	5~6	12	5~6	12	
	400	500	400	500	

排出される汚水等の汚染状態	浮遊物質量 (mg/ℓ)	50	100	30	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	<1	2	<1	2
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	りん含有量 (mg/ℓ)	<0.1	0.2	<0.1	0.2
	銅含有量 (mg/ℓ)	100	200	1	2
特定施設の使用方法について参考となるべき事項	汚水等は還元槽D (既設特定施設) に入る。		汚水等は還元槽B (既設特定施設) に入る。		

構造等を変更しようとする特定施設

種 類	能 力	廃ガス洗浄施設				灰の貯留施設			
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
工 期	工事着手年月日	許可後							
	工事完成予定年月日	工事着手後							
等	使用開始予定年月日	完成後							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用							
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	0~3	0~5	0~3	0~5				
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	500	—	—				
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	10	100	330,000	500,000				
	窒素含有量 (mg/ℓ)	300	450	—	—				
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	10	—	—				
	カドミウム及びその化合物	20	50	10,000	30,000				

備 考	鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	50	350	20	60
	砒素及びその化合物 (mg/ℓ)	200	2,000	1,000	3,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	セレン及びその化合物 (mg/ℓ)	5	10	3	10
	銅含有量 (mg/ℓ)	70	250	8,000	24,000
排出される汚水等の汚染状態及び量は、一般廃棄物処理施設である焼却施設及び産業廃棄物処理施設3施設分 (今回構造等を変更しようとする施設を含む。) である。	亜鉛含有量 (mg/ℓ)	100	400	4,000	12,000
		635	743	25	75

構造等を変更しようとする特定施設

種 類	能 力	産業廃棄物処理施設		
		通 常	最 大	最 大
工 期	工事着手年月日	許可後		
	工事完成予定年月日	工事着手後		
等	使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用		
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5.6~8.6	—	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	40	—	50
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	10	—	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	—	80
	りん含有量 (mg/ℓ)	1以下	—	5

カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)	0.02	0.1
鉛及びその化合物	(mg/ℓ)	0.5	1
砒素及びその化合物	(mg/ℓ)	0.5	1
セレン及びその化合物	(mg/ℓ)	1	10
銅含有量	(mg/ℓ)	1	3
亜鉛含有量	(mg/ℓ)	2	5
排出される汚水等の量(m ³ /日)		2,800	5,500
備考		今回、従来から当該施設で行っている雨水処理に関して、台風等の大雨降雨時でも対応できるよう雨水を貯留するピット等を設置する。	

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
上記産業廃棄物処理施設に同じ。
- (5) 排水の系統に関する事項
各排水口の汚染状態に変更はない。
- 2 総覧の期間及び場所
- (1) 期間
平成17年11月11日から
平成17年12月2日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
直島町企画環境課
- 香川県告示第六百九十二号
昭和五十六年香川県告示第六百八十九号をもって告示した次に掲げる解除予定保安林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定の解除の予定を取り消す。

平成十七年十一月十一日
香川県知事 真 鍋 武 紀

解除予定保安林の所在場所 三豊郡仁尾町大字家の浦八三九

●香川県告示第六百九十三号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。
平成十七年十一月十一日

- 一 名称
金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域
金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区全域
- 三 存続期間
平成十七年十一月十五日から平成二十七年十一月十四日まで
- 四 保護に関する指針

- 1 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- 2 指定目的
当該区域は、「さぬきのこんびらさん」で親しまれている金刀比羅宮の社叢で、国の名勝・天然記念物に指定されているほか、瀬戸内海国立公園の一部にもなっている。「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のハチクマやオオタカ、サシバ、サンショウウキイが確認されているなど、古くから信仰の場として大切に保護されてきた豊かな自然は、特に野鳥にとって良好な生息環境となっており、観察できる種数も豊富であることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。
- 3 管理方針
定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●香川県告示第六百九十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

大窪寺鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

大窪寺鳥獣保護区のうち、さぬき市多和字兼割八九一、八九五、八九九及び八九一〇の各地番の区域

三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十一月十四日まで

四 保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、四国霊場八十八ヶ所の結願の寺として知られる大窪寺の北側に位置し、四季を通じて数多くの巡礼者(お遍路さん)や観光客が訪れるほか、四国のみち(四国自然歩道)の「小川のせせらぎのみち」が通っており、ハイカーや行楽客の憩いの場となっている。

鳥類では「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のサンバや絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサが、哺乳類では準絶滅危惧のニホンイタチやアナグマが確認されているなど、豊かな自然が残った野生鳥獣の生息環境として非常に恵まれた地域であり、また、県の自然環境保全地域に指定されている区域を含んでいることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。

3 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●香川県告示第六百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月十一日から同年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 塩江屋島西線(三十号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市高松町字帰来二四番地先から 高松市高松町字帰来一〇番一地先まで	九・一 一・〇	八八	平成十六年 香川県告示 第七百十五 号で変更し た区域

四 供用開始の期日 平成十七年十一月十一日

●香川県告示第六百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月十一日から同年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 丸亀三好線(四号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

仲多度郡仲南町大字七箇字小池二五一四番地先から	六・〇	一七八	平成十四年香川県告示第六百八十六号で変更した区域の一部
仲多度郡仲南町大字七箇字山原二五二三番地先まで	一三・三		

四 供用開始の期日 平成十七年十一月十一日

●香川県告示第六百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月十一日から同年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 綾南国分寺線（百八十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五二二番地先から	一〇・〇	四〇	平成十四年香川県告示第七百九十八号で変更した区域の一部
綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五〇八番地先まで	一三・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十一月十一日

●香川県告示第六百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 小総土指道 第一号
- 二 指定年月日 平成十七年十月二十七日
- 三 指定道路の位置 小豆郡土庄町上庄字植松一九五五―一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二六メートル
延長 三二・七三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県小豆総合事務所監理課において縦覧に供する。

公 告

●香川県公告第六百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年十二月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日 平成十七年十月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人かがわ・ものづくり学校
倉石 文雄
- 三 綾歌郡綾上町東分乙二二四番地一
定款に記載された目的

この法人は、地元香川県を拠点にした芸術文化活動の促進と新たな地域文化創造を活性化させ実現させることを目的とする。それには、「ものづくり」人間としての「者」物質としての「物」両者の育成、研究開発を促進すること、また、市民、県民に良質の芸術文化の情報を与えられうる環境の創造、それにより心豊かな真の地域文化発展を促

進することを目的とする。また主たる事業として綾上町において旧粉所小学校跡地を利用した「四国ものづくり学校(モノ・ハウス)」(仮称)の運営及びそこを中心とした様々な文化事業を行う。

●香川県公告第六百二十八号

平成十七年香川県公告第六百十七号(指定管理者の募集)の一部を次のように訂正する。
平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

六の2中「(郵送等の場合は、平成十七年十二月九日(金曜日)午後五時必着とする。)」を「(郵送等の場合は、平成十七年十二月十六日(金曜日)午後五時必着とする。)」に改める。

●香川県公告第六百二十九号

昭和四十五年香川県公告第五百十三号(農業振興地域の指定)及び昭和五十八年香川県公告第八十五号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第二項において準用する同法第六条条第五項の規定により公告する。
平成十七年十一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一 昭和四十五年香川県公告第五百十三号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。
一を削り、二を一とし、三から七までを二ずつ繰り上げる。

第二 昭和五十八年香川県公告第八十五号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

二中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づき定められた」の下に「地域森林計画の林班番号十三及び十四の各一部の区域並びに同法に基づき定められた」を加え、「三十五」を「三十」に改める。

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第二十号

香川県スポーツ施設条例(昭和三十九年香川県条例第二十六号)第六条第一項に規定す

る指定管理者を次のとおり募集する。
平成十七年十一月十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

一 対象施設

1 名称

香川県立体育館及び香川県立武道館(以下「体育館等」という。)

2 所在地

(香川県立体育館) 香川県高松市福岡町二丁目十八番二十六号

(香川県立武道館) 香川県高松市福岡町二丁目五番五号

二 業務の基準

1 関係法令等を遵守すること。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報等を適正に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

8 体育館等の利用時間、休館日及び利用の許可申請の手続等について、あらかじめ香川県教育委員会の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

1 施設の利用に関する業務

2 香川県教育委員会が指定するスポーツ振興事業の実施に関する業務

3 施設の維持管理に関する業務

4 利用料金の収受に関する業務

5 その他指定管理者が行うスポーツ振興事業など体育館等の円滑な管理運営を図るために必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで(三年間)

五 申請資格等

香川県内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した応募資格を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付

受付期間 平成十七年十二月八日（木曜日）から同月十四日（水曜日）午後五時まで
提出方法 郵送又は持参による。（持参の場合は、平日の午前九時から午後五時までとする。）なお、郵送の場合は、期間内に必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 七六〇―八五八二 香川県高松市天神前六番一
号 香川県教育委員会事務局保健体育課（天神前分庁舎四階） 総務・施設グループ 電話番号 ○八七―八三二―三七六七

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3の場所、平成十七年十一月十一日（金）から同年十二月十四日（金）までの平日の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月二十一日（月曜日） 午後二時 香川県立体育館会議室

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他

詳細は、募集要項による。

●香川県教育委員会公告第二十一号

香川県県民ホール条例（昭和六十三年香川県条例第一号）第五条第一項に規定する指定

管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十一月十一日

香川県教育委員会

一 対象施設

1 名称

香川県県民ホール（以下「県民ホール」という。）

2 所在地

香川県高松市玉藻町九番十号

二 業務の基準

1 関係法令等を遵守すること。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報等を適正に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

8 県民ホールの利用時間、休館日及び利用の許可申請の手続等について、あらかじめ

香川県教育委員会の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

1 施設の利用に関する業務

2 香川県教育委員会が指定する音楽、舞踊、演劇等の文化事業の実施に関する業務

3 施設の維持管理に関する業務

4 利用料金の収受に関する業務

5 その他指定管理者が行う文化事業など県民ホールの円滑な管理運営を図るために必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（五年間）

五 申請資格等

香川県内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であることその他の募集要項

に記載した応募資格を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付

受付期間 平成十七年十二月八日(木曜日)から同月十四日(金曜日)午後五時までに提出方法 郵送又は持参による。(持参の場合は、平日の午前九時から午後五時までにとする。)なお、郵送の場合は、期間内に必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇―八五八二 香川県高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局文化行政課(天神前分庁舎五階) 総務・芸術文化グループ 電話番号 〇八七―八三二―三七八四

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3の場所で、平成十七年十一月十一日(金)から同年十二月十四日(水)までの午前九時から午後五時まで配布する。

なお、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>)からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月二十一日(月曜日) 午前十時 県民ホール北館大会議室

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。